

第二十四号議案

江戸川区育成室条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区育成室条例の一部を改正する条例

江戸川区育成室条例（平成二十三年七月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表江戸川区小岩育成室の項及び江戸川区臨海育成室の項を削る。

第四条中「有する者」を「有するもの」に改める。

第七条中「減額」を「減額し、」に改める。

第十条第一項中「又は」を「、又は」に改める。

付 則

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。ただし、第四条、第七条及び第十条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（説明）

江戸川区小岩育成室及び江戸川区臨海育成室を廃止するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。